

令和2年第12回教育委員会定例会
(6月23日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和2年6月23日（火）午後2時00分から午後2時57分

○場 所 台東区役所 10階 研修室

○出席者

教 育 長	矢下 薫
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	酒井 まり
庶務課長	佐々木洋人
学務課長	福田 兼一
児童保育課長	横倉 亨
放課後対策担当課長	西山あゆみ
指導課長	瀧田 健二
教育改革担当課長 兼教育支援館長	倉島 敬和
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	櫻井 洋二
中央図書館長	田畑 俊典

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 令和3年度新入学台東区立中学校選択制度における入学可能者数の設定について

イ 令和3年度小学校学級編制における指定校変更・区域外就学の制限について

(2) 児童保育課

ウ 台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について

エ 7月からの保育所等の対応について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 指導課

イ 台東区立学校園版 感染症予防ガイドラインの改訂について

ウ 中学校第3学年の修学旅行について

(3) 中央図書館

エ 台東区立図書館一部業務委託の事業者募集について

3 その他

- ・ 令和2年5月区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について
- ・ 令和2年5月子育て支援特別委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時00分 開会

○矢下教育長 ただいまから、令和2年第12回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

また、末廣委員は、所用のため本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ、許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、お伺いをいたします。

教育長報告の協議事項、児童保育課のウ及びエ、教育長報告の報告事項、指導課のウについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、順序を変更して、最後に聴取いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 アイ

○矢下教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のア及びイについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項ア、令和3年度新入学台東区立中学校選択制度における入学可能者数の設定についてをご説明いたします。資料の1をご覧ください。

本件は、来年度の新入学に向けて、各中学校選択制における各校の入学可能者数及び受け入れ可能学級数について、お諮りするものです。

資料の表をご覧ください。各中学校別の入学可能者数と受け入れ可能学級数を示しております。括弧内は、昨年度の数字でございます。

浅草中学校が185人5学級、それ以外の6校は148人4学級で設定しております。去年との変更といたしまして、忍岡中学校が5学級から4学級に設定しております。これは、習熟度別指導を行う際に、新一年生が同じ回で実施できる利点があるという理由です。このため、合計では入学可能者数が37人減の1,073人、受け入れ可能学級数が、1学級減の29学級となります。

次に、資料中ほどの抽せんについてです、私立中学校への進学等を見込んでも、なお最終的な入学者数が入学可能者数を上回ると予想される場合に実施するという点につきまし

ては、これまでと変更はありません。今後、11月中旬に最終選択状況を公表するとともに、抽せん実施の有無について、本委員会でご検討いただくこととなります。

資料一番下の表は、参考として、昨年度の選択状況と入学者数、学級数及び教室数についてお示しをしております。

説明は以上でございます。

続きまして、協議事項イ、令和3年度小学校学級編制における指定校変更・区域外就学の制限について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

本件は、令和3年度の学級編制を進めていくに当たり、各校の施設の状況や通学区域別の年齢別人口等の状況を踏まえ、来年度の入学者に対し、指定校変更及び区域外就学の制限の実施について、お諮りするものでございます。なお、指定校変更とは、区内在住の児童が通学区域外の学校に通学する制度であり、区域外就学とは、区外に在住の児童が、台東区の学校に通学する制度です。

資料の表をご覧ください。制限を実施しますのは、上野、大正、台東育英、蔵前、田原、金竜小学校、金曾木小学校の7校です。令和3年度は金曾木小学校に対して、新たに指定校変更及び区域外就学の制限を実施いたします。その他の6校は、いずれも前年からの継続となります。

表の右側に制限を開始した入学年度を参考に入れております。なお、この制限に関わらず、既に兄弟が在籍している児童や4月以降の転入や転居が決まっている児童につきましては、入学を認めることといたします。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。上から順に、対象となっております小学校の本年度の学級編制、通学区域内の年齢別人口の状況、直近7年間の児童数・学級数の推移について、表で示しております。

表面にお戻りください、各校の状況・現状と通学区域内の今後の人口推計をご覧ください。先ほどご覧いただきました学級編制と年齢別人口の状況から、対象各校の現状と、今後の人口推移の傾向について掲載をしております。

今回新たに制限をかける金曾木小学校につきましては、来年度大きく人口が増加し、その後も現在より多い人口で推移しております。

その他の6校につきましては、今後転出や私立校への入学などによる影響はあるものの、通学区域内の人口は増加するか、現状の水準が続いていくといった状況が想定されることを踏まえ、指定校変更・区域外就学の制限を行い、学級編制を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは学務課のAについて、何かご質問はございませんか。中学校選択制度における入学可能者数の設定についてです。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、学務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、学務課のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項、庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会
の対応について、ご報告いたします。資料5をご覧ください。

こちら、前回定例会でのご意見をふまえ、今回の資料から、区のほうにご意見を頂いた
日付を記載しているところがございます。

それではまず、庶務課取扱分3件でございます。まず、学校再開後の環境整備について、
学校の消毒を学校の先生方がすることになると、業務負担が増えて心配だ。先生方が学校
活動に専念できるように配慮してほしい。というご意見でございました。

続きまして、学校におけるトイレ掃除についてです。清掃活動、特にトイレや水回りの
清掃を子供達が続けることは、いかがなものかというご意見でございました。こちら、同
様の趣旨がほかに1件ございました。

続いて、学務課取扱分が1件です。学校での感染対策について、分散登校が始まったが、
できる限りの対策をしてほしいというご意見でございました。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。児童保育課の取扱分が10件になっておりま
す。この10件ですが、内容を見ますと、登園自粛についてのものと、育児休業の復職期限
について、この2種類のご意見がございました。

まず、保育園の登園自粛について、感染症対策として、保育園を休園せずに、登園自粛
としているのはなぜか。また、登園が必要な場合に保育利用申請書を提出する理由を教え
てほしいというご意見でございました。

続きまして、育休延長のお願いについて、育児休業の復職期限について、台東区でも大
幅に延長してほしいというご意見でございました。

続きましても育児休業からの復職期限の延長について、緊急事態宣言終了後、登園自粛
要請が解除される場合であっても、育児休業からの復職期限を、1か月程度延長可能とな
るように検討してほしいというご意見でございました。

次に、登園自粛期間の保育園の停止申請書の提出について、保育園停止申請書を郵送、または保育園に直接提出とされているが、電子化が進んでいる現代に違和感しかない。また、登園自粛要請というのも甘い気がするというご意見でございました。

ここからは、回答を要しない案件です。まず、登園自粛継続について、6月以降も登園自粛を要請するようにしてほしいというご意見です。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。緊急事態宣言後の保育園について、緊急事態宣言が解除されたが、6月末まで一斉自粛というのは、理解できない。段階的に開始してほしい。

次が、保育所の自粛の延長についてです。なぜ、6月末まで登園自粛を要請するのか。もう限界です。というご意見です。

続きまして、育児休業の復職期限の延長について、もう少し延長してほしいというご意見。こちらは同様の趣旨がもう1件ございました。

育児休業の復職期限の延長について、これ以上の延長は反対であるという反対意見もいただいております。

次に、指導課取扱いが6件です。まず、小学生の教育について、学校再開までの間、各小学校のホームページを拡充し、クラス単位で先生が動画を発信し、生徒の意見も先生が見られるようにしてほしい。

次のご意見が、学校再開に向けての対策について、連絡ノートでやり取りを行うことは、衛生面や安全面で問題があると思う。メール等の方法を考案してほしい。また、さまざまなコロナウイルス感染症対応をマニュアル等を使って各学校に伝えて欲しいというご意見でございました。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。次のご意見が、小学校の土曜授業についてでございます。土曜授業の増加には反対だ。夏休みや冬休みの日数を減少させることも反対だ。小学校低学年だけでも、土曜授業の増加、長期休みの減少等の方針を取らないようにしてほしいというご意見でございました。

ここからは、回答を要しない案件です。区立小学校の対応について、小学校は細切れに幾度も休業が延長される等、対応がずさんだ。また今ごろになってタブレットの貸与の連絡が届き目を疑う。もっと早くに対応すべきではないかというご意見でございます。

次が、9月入学についてというご意見で、9月入学にするなら、未就園児から学年の生年月日を9月から8月の区切りへ移行してほしいというご意見です。

次に、小中学校における入学式の実施について、区立小中学校の入学式を行わず、保護者が参加しない行事に変更する理由を当事者に対して説明してほしいというご意見でございます。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。中央図書館取扱分が5件です。まず本の貸し出しについて、5月末までの休館延長が決まったが、システムで検索できるようにしないのか。また、子供のためにも本の貸し出しだけは再開を希望するとのことのご意見でございます。

した。

続きまして、図書館の開館について、限定的で構わないので、図書館の開館をしてほしいというご意見でございます。

また、電子書籍による貸出検討について、電子書籍での貸出をシステム化してほしいというご意見ございました。

回答を要しない案件としましては、図書館の本の貸し出しと返却の再開について、5月末まで休館とのことだが、図書の貸出・返却だけでも再開できないか。

最後に、図書システムOPACについて、5月末までの休館延長は仕方ないと思うが、図書検索システムの検索機能だけでも使えるようにできないかというご意見ございました。

それぞれ回答を要する案件につきましては、資料に記載のとおり回答をさせていただいているところでございます。

「区長への手紙」等にかかる対応についての報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

○高森委員 今回、区長への手紙の資料の中に、ご意見等が寄せられた日付が記載されているので、大体の時間的な推移がよく分かるようになりました。ですので、既にもう解決したものもあるでしょうし、これからまさにガイドラインを策定して、皆さんにお知らせする部分もあるので、特に今のところ質問はありません。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 指導課 イ

○矢下教育長 次に指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、台東区立学校園版感染症予防ガイドラインの改訂について、ご報告いたします。資料6をご覧ください。

項番1、改定の理由ですが、5月22日の臨時の教育委員会にて、学校園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）についてご報告いたしました。その後、文部科学省が作成した、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」が改訂されました。本区においても、今後の学校園生活に必要な事項を付け加える必要が出てきたため、ガイドラインを改訂することといたしました。

次に項番2、主な改訂内容ですが、(1) 行動基準を記載させていただきました。ガイドラインにあります、3ページをご覧ください。3ページにあるとおり、行動基準を示し、ガイドラインの11ページ以降には学校運営上の留意点を感染状況の段階別、つまり3ページにあるレベル別に記載いたしました。

また、(2) 学校行事等の実施又は中止の判断について、改訂をいたしました。ガイド

ラインの19ページをご覧ください。19ページ以降には6月12日段階の学校園行事についての最新情報に改訂させていただいております。主な行事の変更としては、実施の方向で検討している行事が、中学校3年生の修学旅行、新たに中止とした行事は、資料に記載のとおりです。

項番3、今後の予定につきましては、明日6月24日に各学校園へガイドラインの改訂に係る通知を発出いたします。また、今後の改訂につきましては、大きな改訂がない限り、学校園のみに通知する形式とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○**矢下教育長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○**高森委員** 資料6の、主な改訂内容の(2)ですけれども、小学校・中学校の宿泊行事の件で、中学校3年生の修学旅行は、今のところ実施の方向で検討されているというご報告でございました。実際に、この修学旅行の期間は、5月・6月くらいから確保していると思うのですが、これを先送りにして、今の予定は夏以降実施の方向でということなのでしょうが、全国的にもやはり同じ時期にこういった形で修学旅行を復活させた場合に、その期間、行き先にもよりますし、台東区の場合は京都・奈良ということもあり、そのあたりの混雑具合や宿泊施設の確保といったことの難しさというのは、予測されていらっしゃるのでしょうか。

○**指導課長** 具体的には、実際にどれくらい密集するのかという情報はまだ入っておりませんが、やはり各学校が旅行業者を通じまして、さまざまな対策を今検討しているところでは。例えば、旅館の部屋が、さらに子供の数が、1部屋に入る数を減らせる状況があるかとか、そういったことを検討しております。または、京都・奈良方面に行きますが、京都市のほうからは、さまざまな感染症対策の情報については情報を頂きまして、そちらのほうを各校長のほうに情報提供しまして、京都市のほうにご相談する窓口とか、そういったものを紹介しております。

○**高森委員** 京都・奈良も一つの案でしょうけれども、他の地域への修学旅行ということも併せて検討いただく必要があるかもしれません。そのあたりもまた情報を収集していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**神田委員** 国から出されているガイドラインも結構なページ数があるので、それを台東区でこのように分かりやすくまとめていただいて、現場サイドでも活用できるのではないかとありがたく思っております。

台東区ならではというか、このあたりは独自で工夫するとか、そういったところがありましたら教えてください。

○**指導課長** 先ほど説明しました、3ページの行動基準ですが、まずこちらのほうについては区独自の基準というのが、やはり危機対策課や本区の感染症対策室とも相談したところ、難しいということですので、やはり東京都という都知事の宣言や警報という段階にして、このあたりは、まだ他区では踏み込んでいない状況というふうに聞いております。

これに併せて、やはりレベル別にさまざまな11ページからの行動を示したというのは、やはり本区独自で考えていったものになりますので、そちらのほうが一つ参考になるかなと思います。

○**神田委員** ありがとうございます。これを基に、学校園でやっていく中でまた新たな課題も出てくるかと思えます。そういった現場の声を柔軟に聞いていただきまして、このガイドラインが活用できるといいなと思っております。どうもありがとうございます。

○**高森委員** このガイドラインは、保護者へはどのような形で通知をされるのでしょうか。

○**指導課長** この後、区のホームページにアップをしまして、このガイドラインも各学校が活用して、学校ごとにこのガイドラインに沿って、その学校の施設や子供の様子に応じて各学校のガイドラインを作るような形になっていきます。あくまでこれに学校独自のものをプラスするような形で、保護者に通知ということでございます。

○**高森委員** 今は、学校ごとで対応が異なる部分もあるという様子なのでしょうか。

○**指導課長** あまりガイドラインで細かいところまで示してしまうと、このとおりに学校がやらなくてはいけないと思うところもありますので、ある程度このガイドラインに応じて学校が工夫する余地も残したガイドラインの内容に、意識して作っておりますので、それに応じて、前回のガイドラインですと、学校のほうでここまで示されるとちょっと困るというような状況もございましたので、その辺はかなり考えて今回作っております。

○**高森委員** 分かりました。内容を見ますと、保護者向けのメッセージだけではなくて、教職員向けの注意事項もありますから、そういったところを省いたりする必要もあるかなという気がいたしました。

○**矢下教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

○**矢下教育長** それでは、指導課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 中央図書館 エ

○**矢下教育長** 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○**中央図書館長** それでは、報告事項のエ、台東区立図書館一部業務委託の事業者募集について、ご説明いたします。資料8をご覧ください。

図書館では、カウンター業務など、一部の業務を委託しており、現在委託契約締結をしている事業者との契約が、今年度末の令和3年3月31日で終了することに伴い、4月1日からの委託事業者を選定するものでございます。

項番1、委託対象業務をご覧ください。事業者には、主に①カウンター業務と②図書資料の整理・配架に関する業務等を委託いたします。項番2、委託期間は記載のとおり、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となります。ただし、業務実績が優秀な場合は、令和5年度まで継続して単年度契約を締結することを可能といたします。

項番3、選定の方法をご覧ください。選定委員会を設置の上、事業者を公募し、プロポ

一ザル方式によって選定いたします。なお、選定委員は記載のとおり、学識経験者の方や図書館利用者代表など、7名で構成いたします。

最後に項番4、主なスケジュールをご覧ください。来月3日から応募を開始いたします。応募締め切り後、8月中旬に書類審査による第一次審査を、その後、9月上旬にプレゼンテーション及びヒアリングによる第二次審査を行い、優先交渉権者を決定してまいります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 細かい点で恐縮ですけれども、この項番2のところの但し書きが、業務実績が優秀な場合は、単年度で5年まで継続となっておりますけれども、これは、現、令和3年3月で終了する業者にも同じ条件だったのかどうか。もし同じ条件だったとすると、5年たってしまったのか、あるいは事業実績に問題があったのか。その辺のことをお教えてください。

○中央図書館長 お答えいたします。まず、現在の事業者につきましては3年前に選定を行っております。その後、毎年、業務実績の確認を行っております。毎年優秀であるというふうに判断をさせていただいております。今年度、契約期間が満了とになりますので、今回プロポーザルを開かせていただきます。

こちらの判断をどのように行っているかということになりますが、判断項目を設けさせていただきまして、図書館の職員による審査をしております。また、併せて利用者の方にもアンケートを取らせていただいて、こちらと二つ合わせての内容で審査といいますか、業務実績を確認させていただいたという状況でございます。

○垣内委員 すると、5年たったということですかね。

○中央図書館長 契約期間は最大3年になり、その3年間が経過いたしました。先ほど、ご説明が不足していたかもしれませんが、今回のプロポーザルにより決定した優先交渉権者とも、令和5年度まで、最大3年間の延長ということになります。よろしく願いいたします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、中央図書館のエについては、報告どおり了承願います。

○矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいております。

後ほどご覧いただければとは思いますが、ご質問や補足の説明などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げますとおり、これより議会報告前の案

件について、聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いします

(傍聴人退室)

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 児童保育課 ウエ

○矢下教育長 日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。児童保育課のウ及びエについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）について、ご報告いたします。資料3をご覧ください。

項番1、経緯です。現在、保育園では新型コロナウイルス感染症の対策のため、厚生労働省作成の「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づいて対応をしていますが、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるため、「台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」を作成したものです。

項番2、ガイドラインの概要です。本編は、3部になっておりまして、Ⅰでは、保育所における感染症予防策の徹底についてということで、手指衛生、せきエチケット・マスクの着用、嘱託医・行政機関との連携、職員・子供の健康観察などについて、2ページから5ページに記載をさせて頂いております。

Ⅱでは、保育の実施にあたっての留意点についてということで、施設の入入り、クラスの運営、保育場面、行事等の実施又は中止の判断について、体調不良児への対応について、6ページから10ページに記載をしております。

Ⅲでは、子供・職員の発症時の対応についてということで、子供・職員に感染症が発生した場合のフローチャート、職員への教育、職員のメンタルケアなどについて、11ページから13ページにわたり、記載をしております。

項番3、その他です。本ガイドラインは区立保育園版として作成いたしましたが、私立保育園等にも参考に送付し、活用していただきたいと考えております。また本ガイドラインは、今後の状況を踏まえながら必要に応じて内容の変更を行ってまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、7月からの保育所等の対応について、ご報告いたします。資料4をご覧ください。

項番1、経緯です。保育所等においては緊急事態宣言解除後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月30日火曜日まで登園の自粛要請を実施しております。現在、東京都は休業要請を解除しており、また区立学校園においては、通常登校・園が再開されております。このことから7月以降の保育所等の対応については、以下のとおりといたします。

項番2、今後の対応です。7月1日水曜日より登園の自粛要請を解除いたします。併せて、

6月末まで実施していましたが、日割り計算で減額していた保育料の対応についても終了いたします。

項番3、給食の提供です。通常どおりの提供といたします。

項番4、その他です。児童の受け入れにあたり「保育所における感染症対策ガイドライン」や、今回ご報告いたしました「台東区立保育園版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」等に基づき、感染予防策を徹底するように周知いたします。

説明は以上でございます。両件につきましてご協議いただき、決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、まずは児童保育課のウについて、何かご質問はございませんか。ガイドラインについて。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 次に、児童保育課のエについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 項番4のその他に記載のある、「保育所における感染症対策ガイドライン」というのは、具体的に、どのようなものを指すのでしょうか。

○児童保育課長 こちらは、厚生労働省が出しております、2018年度版「保育所における感染症対策ガイドライン」というものがございまして、こちらが主になります。

○高森委員 分かりました。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、児童保育課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 指導課 ウ

○矢下教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。はじめに、指導課のウについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 中学校第3学年の修学旅行について、ご報告いたします。資料7をご覧ください。

項番1、教育委員会の当初の考え方についてです。5月22日版の「台東区立学校園版感染症予防ガイドライン」では、宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等について「5月末に都外への移動が可能になった場合は実施を可とする」としておりました。そのため、修学旅行は中止の方向で検討しておりました。

しかし、項番2にございますように、学旅行の実施の可否に向けて、文部科学省は令和2年5月21日付事務連絡において、「当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたい。」と示しております。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、令和2年5月25日付け事務連絡において、外出自粛の段階的緩和の目安として8月1日以降は県をまたぐ移動等や観光も可能との目安が示されました。

そこで、項番3、教育委員会の対応ですが、(1)の実施の可否については、全中学校の修学旅行の日程を年度当初の予定から一度変更した上で、実施の方向で対応を進めることといたしました。各学校の変更後の日程は資料に記載のとおりです。資料にも記載させていただいたとおり、感染状況を鑑み、最終的な実施の可否を直前で検討する必要がある場合は、指導課と学校長で協議して決定をしております。

また、(2)中止にした場合のキャンセル料についてですが、前回の教育委員会で庶務課長からご報告させていただいたとおり、学校単位で中止となった場合に発生するキャンセル料については教育委員会で対応をいたします。また、中止となった場合は卒業遠足等の代替案等を検討する場合もございます。

報告は以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

○神田委員 中学校の修学旅行の実施という方向で決まったということなのですが、それに関して一つ、保護者などはどのような反応を示すのかなと思います。両方あると思います。思い出に残るものだからぜひ参加させたいという保護者もいますし、逆に、まだちょっと危険だということもあると思います。このことはまだ公表していないと考えてよろしいでしょうか。

それと、幾つかあって、もう一つは、参加させないとか、本人が参加しないということになった場合には、柔軟に対応できるのでしょうか。

もう一つは、3の(1)のところ、検討が必要になった場合に指導課と学校長で協議して決定するということなのですが、恐らく両方の意見が出てくると、責任の所在については、教育委員会である程度方針を出してほしいと思います。

4点目は、この日程を見ておきますと、8月実施があるのですが、もう近々ですが、可能なのでしょうか。3月3日や5日、この辺りも、本当に大丈夫なのでしょうか。

最後に、密を避けられる状況にあるのかなということです。修学旅行というと、部屋に何人もの子供たちが寝る状況をイメージしてしまいますけれども、これを払拭できるくらいの対応をしてもらえるのかどうかを教えてください。

○指導課長 お答えします。まず、保護者への連絡は、多くの保護者には、これからの連絡になりますが、事前に中学校長会と、それからPTA連合会のほうに、会長を通じて、校長とよく方向性についてご相談してくださいということをお願いしております、それで

校長会と協議をした結果、実施の方向で進めるということになりまして、これから保護者のほうに、各学校で既に役員レベルにはお話をしているという状況も聞いております。ですので、多くの保護者は、これから保護者会で知ることになっていくと思います。

それから欠席の場合については、ガイドラインにも示しているのですが、やはり感染の疑いとか、感染が心配な場合の欠席については、基本的に欠席扱いにしないということになります。あとは学校ごとに、例えば1時間程度学校に登校するというにすることなのか、それとも家庭学習にするかというのは、学校ごとに判断になりますが、こちらに関しては、欠席の対応にならないように校長と詰めていきたいと思います。

それから、3つ目としては、責任の所在ということで、こちらのほうに関しましても、できるだけ校長と相談に乗りながら、どれだけの対策というか、感染リスクをゼロにするということは今の現状で難しいということは重々承知をしておりますので、できる限り低減する、リスクが、提示された時点で、その内容でちょっと判断していきたいと考えております。

それから、8月末、それから3月の状況なんですけど、こちらのほうは、概ね2月・3月・4月に各学校が延期の日程を旅行業者と詰めまして、延期した日程が、8月・9月・11月・3月と、校長のほうで旅行業者と詰めていった案になりますので、まず8月末が本当に行けるのかということなんですけど、どういう状況に、第2波・第3波が来るというのは分かりませんが、現状として今、都道府県をまたぐ移動が可能ということで、認める方向で行きますが、状況によってはどの時期も本当に分からないというふうに考えております。

それからあと、密を避けるということは、やはり非常に心配しているところですけども、やはり中学3年生という発達段階を考えたときに、学校から指導した対応に生徒達がきちんと従って進めていく範囲で考えて、やはり密が絶対防げるかといったら、なかなか難しいかと思うんですけど、食事のときの距離を離すとか、それから部屋の中でできるだけ少しでも距離を取って就寝するとか、そういったことは各学校で検討しているところです。以上です。

○神田委員 ありがとうございます。校長と指導課で十分に協議したということであれば、いいのでしょうかけれども、何か問題が起きたときには、学校の判断が違っていると、保護者の不安が高まると思いますので、指導課のほうでしっかり受け止めていただけたらと思います。

現場だけでは厳しいと思いますので、よろしく願いいたします。

いろいろありがとうございます。

○垣内委員 確認ですが、事前にPCR検査などを事前にするとか、そういうことは想定されているのでしょうか。

○指導課長 事前の、ということは、今のところ想定しておりませんが、ちなみに、先ほど言った対策として、京都市のほうから頂いているのは、修学旅行生に発熱等の感染疑いが生じた場合に備えた特別の対策ということで、例えば24時間感染電話相談窓口の開設と

か、それから適切な検査、・医療体制の整備、検査結果が変化するまでの待機場所の確保、感染が判明した場合の入院から帰宅までの学校・保護者と連携した対応について、観光関連事業者と連携し、準備を整えますという情報は頂いておりますので、その対応が実際になったら対応していただけるように、学校ともお願いをしていきたいなと思っております。

○高森委員 恐らく、前例のない期間に修学旅行を実施することになると思います。今まで、この期間に修学旅行が行われてこなかった理由があると思うのです。特に中学3年生ですから、受験を控えていますので、例えば11月の終わりに修学旅行に行き、そこで罹患した。発症するのは2週間後、年末、恐らく入院生活が1か月くらいかかりますよね。その場合の受験への影響だとか考える必要もあります。一方3月は、都立等の2次試験とかが、残っていたりするものの、ほとんど進路は決まっているかもしれません。しかし11月あたりの期間はとても大事な時期ではないかと思うのですが、そのあたりのサポートはどのようになされるのか、ご説明をお願いします。

○指導課長 この時期は、コロナウイルスの対応と共に、やはり例年あるインフルエンザの罹患という情報も上がってきますので、受験期においても、実際、インフルエンザの特別な対応というのは措置がしていただけるように、ここ数年、別日程とか、別の場所で受験をするということが認められていきますので、またコロナウイルス対策においても、そういった対応が出てくるのかという、入試対策委員会の動向を見ながら進めていきたいと思っておりますけど、インフルエンザであれば、今は対応していただけるということに準じて対応していただけるのではないかなど、これはまだ決定していませんけども、そういった対応はしていただけるというふうに認識しております。

○高森委員 よく言われているのは、インフルエンザはワクチンも治療薬もあるけれども、今のところコロナウイルスには、その辺の対策を取ることはできないということで、罹患すれば本当に長引くことが予測されますので、できれば、事前にPCR検査などできることはやっておいたほうが良いとは思っています。

特に、受験生が罹患した場合は、その受験の時点だけでは、そこに至るまでの学校での勉強もやはりできなくなります。隔離されれば病院で2週間・3週間も入院しなければいけなくなりますし、もし東京で罹患していて、修学旅行先で発症した場合は、向こうで1か月間隔離ということも考えなければいけないですね。そのあたりのことのケアもよく考えて、各学校では計画を練っていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のウについては報告どおり了承いたします。

3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時57分 閉会